

【新規】再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置の創設（法人税）

成立した「再資源化事業等高度化法」により国が認定する3つの類型事業

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進

新たな再資源化事業を創出する類型①・類型②の事業を、創設する税制措置によって実現・加速化

既存の
中小企業投資促進税制
CN投資促進税制
等で加速化

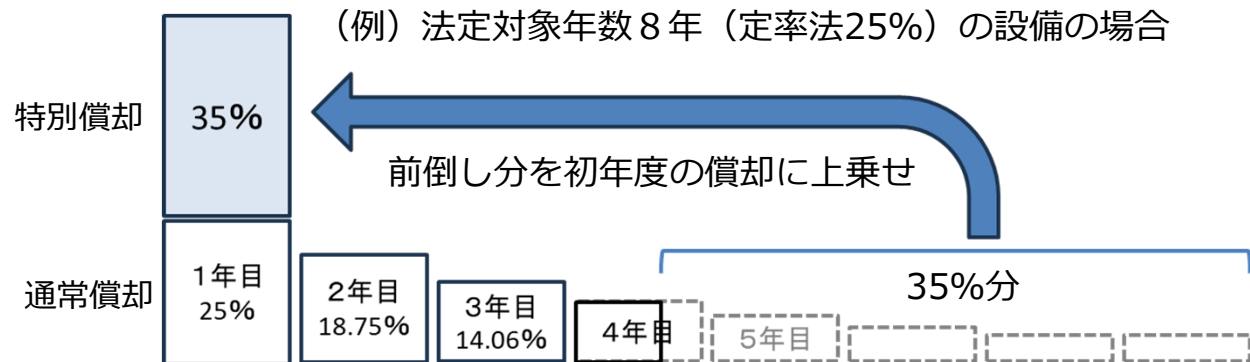
措置内容

類型①・類型②の認定を受けた者が、環境大臣の定める高度な再資源化設備を取得等し、事業を実施した場合において、その取得金額の**35%の特別償却**を認める特例措置を創設。

期間：令和10年3月31日まで

【措置のイメージ】

○設備の取得年度において、通常の減価償却に特別償却を上乗せして損金算入可能。



○損金は法人税納税額の算定に用いられる所得額に影響。



$$\times \text{税率} = \text{納入税額}$$

出費の大きい設備取得年度の税負担を軽減